

教育民生委員協議会記録

開会年月日	平成 27 年 6 月 8 日
開会時刻	午後 1 時 54 分
閉会時刻	午後 3 時 26 分
出席委員名	◎中村豊治 ○上田修一 楠木宏彦 鈴木豊司
	吉井詩子 福井輝夫 藤原清史 工村一三
	中山裕司
	小山敏 議長
欠席委員名	なし
署名者	なし
担当書記	中野 諭
協議案件	1 伊勢市ハートプラザみその指定管理における利用料金制の導入について
	2 障害者相談支援事業について
	3 障害児放課後支援事業について
	4 伊勢市手話言語条例（案）について
	5 放課後児童クラブの管理・運営について
	6 指定ごみ袋について
	7 いじめ防止基本方針の策定について
	8 伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）案について
	9 行財政改革指針取組項目の平成 26 年度実施結果について
	10 伊勢市立城田幼稚園の平成 28 年度入園児募集の停止について（報告案件）
説明者	教育長、教育部長、教育次長、教育総務課長、教育総務課副参事
	学校教育課副参事
	健康福祉部長、健康福祉部次長、福祉総務課長
	高齢・障がい福祉課長、こども課長
	環境生活部長、清掃課長
	情報戦略局長、企画調査課長、情報調査室長

協議結果並びに経過

教育民生委員会終了後、中村委員長協議会を開会し、「伊勢市ハートプラザみそのの指定管理における利用料金制の導入について」、「障害者相談支援事業について」、「障害児放課後支援事業について」、「伊勢市手話言語条例（案）について」、「放課後児童クラブの管理・運営について」、「指定ごみ袋について」、「いじめ防止基本方針の策定について」、「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）案について」及び「行財政改革指針取組項目の平成 26 年度実施結果について」の 9 件を協議、続いて「伊勢市立城田幼稚園の平成 28 年度入園児募集の停止について」の報告がありました。

その概要については次のとおりでした。

開会 午後 1 時54分

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまから教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をいたしております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

これより会議に入ります。

会議の進行につきましては委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認め、そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議がございましたら、申し出しいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

伊勢市ハートプラザみそのの指定管理における利用料金制の導入について

◎中村豊治委員長

それでは、「伊勢市ハートプラザみそのの指定管理における利用料金制の導入について」の御協議をお願いいたします。

当局からの説明を願います。

教育長。

●宮崎教育長

本日は、教育民生委員会に引き続き、教育民生委員協議会をお開きいただきましてありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、伊勢市ハートプラザみそのの指定管理における利用

料金制の導入についてほか、報告案件も含めまして全部で10件でございます。

それでは協議案件の順番に従いまして所管課から説明いたしますので、よろしく御協議のほどお願いいたします。

◎中村豊治委員長
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

それでは、伊勢市ハートプラザみその指定管理における利用料金制の導入について御説明申し上げます。

資料1をごらんください。

伊勢市ハートプラザみそのにつきましては、現在利用料金制を導入しておらず、施設の利用料金を市で収入しておりますが、平成28年4月1日からの指定管理者更新に伴い、利用者を増やす努力への動機付けという観点から、利用料金を指定管理者で収入する利用料金制を導入して、管理運営を行うこととします。

まず、「1. 現状」でございますが、現在第1期指定管理中であり、期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間となっております。次期の指定管理期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間で予定しております。

「2. 利用料金制を導入する理由」でございますが、ハートプラザみそのは建築後20年以上経過し、音響や照明などの設備の機能低下が進んでおり、第1期指定管理の実施にあたり、そのことが利用者数に大きな影響を及ぼすことが懸念されました。このことから、第1期では利用料金制の導入を見送ってきたわけでございますが、平成24年度から平成26年度にかけて、空調機器や音響装置等の改修を行い、利用者数の低下につながる要因を解消してきました。

また、立地条件、駐車場、施設規模など、非常に利用しやすい環境が整っており、利用状況も増加傾向にあります。こうしたことから、他の施設と同様に、ハートプラザみそのにおいて、利用料金制を導入した指定管理が可能と判断したものでございます。

「3. 利用料金制の導入により必要な条例等の改正」でございますが、伊勢市ハートプラザみその条例の改正が必要となりますので、6月市議会定例会に改正案を提出させていただく予定となっております。

また、条例改正に伴い、伊勢市ハートプラザみその条例施行規則についても改正を予定しております。

「4. 今後の予定」でございますが、7月から募集要項の配布を行い、8月から9月にかけて公募の受付、審査を行った上で、候補者を決定します。

12月市議会定例会において報告をさせていただいた後、債務負担行為設定、契約、引き継ぎを行い、来年4月から新しい指定管理者による管理運営を開始する予定となっております。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして御発言がありましたらお願いします。
御発言はありますか。
工村委員。

○工村一三委員

ちょっとひとつだけお聞かせください。
指定管理のほうで利用料金制の導入ということになりますと、市への歳入への影響というのはどのように考えられておりますか。またどれぐらいの影響があるのかお聞かせください。

◎中村豊治委員長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

現在ですね、利用料金制をとっておりませんので、利用料金については市に入ることになっております。それが利用料金制をとることによって、利用料金が指定管理者に入ることになるわけでございますけども、利用料金につきましては指定管理料を払うときに、あらかじめ控除してございます。ですので、何ら市にとってはですね、歳入がふえるとか、ふえないとかということの影響はございません。

ただ、指定管理者にとりましては、利用を促すことによってですね、利用料金がふえる、収入がふえるということになりますので、指定管理者にとってはメリットがあるかと思っております。

◎中村豊治委員長

よろしいか、はい、他にございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御提言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

障害者相談支援事業について

◎中村豊治委員長

次に「障害者相談支援事業について」の説明をお願いいたします。
高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

障害者相談支援事業について御説明を申し上げます。

まず、1番の事業概要といたしましては、平成25年度より3年間、地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センター機能をもった伊勢市障害者総合相談支援センターの運営を社会福祉法人への委託により実施をしてまいりました。

平成27年度からは、本格実施となっている障がい者の計画相談支援事業における相談支援専門員の人材育成や地域の相談支援事業者等との連携強化を図るため、事務補助員を増員することで人員体制を強化し、さらなる相談支援の充実を図っていきたいと考えています。

2番の委託をいたします事業内容のうち主な業務といたしまして、基幹相談支援センター機能といたしましては、支援困難事例への対応や障がいの種別、各種のニーズに対応できる専門的な相談支援、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、権利擁護・虐待防止などがございます。地域相談支援センター機能といたしましては、一般的な相談や孤立して支援が届きにくい方へのアウトリーチによる相談などです。

運営方法といたしましては、指定特定相談支援事業所等をもった、中立・公正な運営で、円滑に相談支援事業を実施できる法人をプロポーザル方式により選定し、運営委託することを予定しております。

3番の設置場所等といたしましては、地域相談支援センター機能で募集する倉田山、厚生、沼木、御菌中学校区の圏域内に相談支援センターを設置することといたします。

恐れ入りますが裏面をごらんください。

4番の運営に係る職員体制といたしましては、相談支援専門員の資格は基幹相談支援センターも地域相談支援センターもどちらも必須といたしますが、社会福祉士などの国家資格は基幹相談支援センターのみを必須といたします。人員体制といたしましては、相談支援体制強化のため、新たに事務補助員1名を増員させていただきたいと考えております。

5番の委託期間及び委託料につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間で、委託料は1年度ごとの上限額は2,801万1,000円で、委託期間5年間の上限額は1億4,005万5,000円でございます。

6番の今後のスケジュールといたしまして、プロポーザル実施要領公表を平成27年8月下旬、プレゼンテーション及び選定会議を平成27年10月中旬に行い、下旬に委託契約、平成28年4月から運営を開始したいと考えています。

以上が、障害者相談支援事業についての御説明でございますので、よろしく御協議を賜りますようお願いいたします。

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして御発言がありましたらお願いします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

障害児放課後支援事業について

◎中村豊治委員長

次に、「障害児放課後支援事業について」の説明をお願いいたします。

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

それでは、障害児放課後支援事業について御説明申し上げます

これまで、平成24年度から27年度までの4年間、業務委託により実施してきた「くじらキッズ」と「フレンズ」の障害児放課後支援事業について、介護者の冠婚葬祭や通院等の用務による一時的な介助や見守り、また日常的に介護している家族へのレスパイト支援などのニーズにより、事業内容を拡充し、支援の充実を図りたいと考えています。

1番の「くじらキッズ」につきましては、重度身体障害者デイサービスセンターの1室にて実施しているものでございますが、介護者のニーズ等を踏まえ、対象者、実施時間、利用者数を拡充するとともに、重度身体障害者デイサービスセンターの指定管理の更新時期に合わせ、当該指定管理業務に新たに位置づけ、指定管理者にて運営してまいりたいと考えております。このことに関しましては、伊勢市重度身体障害者デイサービス条例の一部改正議案を市議会6月定例会へ提出する予定となっております。

2番の「フレンズ」につきましては、小俣保健センターの1室にて実施しているものでございますが、こちらも介護者のニーズに基づき、実施時間、利用者数等を拡充し、引き続き、障害児放課後支援事業として実施してまいりたいと考えております。

恐れ入りますが裏面をごらんください。

運営方法は、社会福祉法人への業務委託をすることとし、委託期間は、平成28年度から平成30年度までの3年間で予定しております。

委託料については、1年度ごとの上限額を515万9,000円とし、3年間の上限額は1,547万7,000円となります。この委託料につきましては、債務負担行為の設定といたしまして、市議会6月定例会へ補正予算案を提出する予定となっております。

今後の予定といたしましては、公募に係るプロポーザル実施要領を8月下旬に公表し、10月中旬のプレゼンテーション及び選定会議にて、委託先法人を選定し、平成28年4月より運営を開始してまいりたいと考えております。

以上が、障害児放課後支援事業についての御説明でございますので、よろしく御協議を賜りますようお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして御発言がありましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

発言もないようでありますので、本件につきましては終わります。

伊勢市手話言語条例（案）について

◎中村豊治委員長

次に、「伊勢市手話言語条例案について」の説明をお願いいたします。

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

伊勢市手話言語条例（案）について御説明申し上げます。

1番の概要といたしまして、障害者の権利に関する条約や障害者基本法におきまして、手話は言語として位置づけられましたが、その認識は未だ社会において浸透しておらず、手話を使用する環境が十分には整っていない状況でございます。このような状況から、手話の理解、普及、地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、誰もが心豊かに共生することができる伊勢市を目指し、条例を制定しようとするものでございます。

2番の条例制定に向けてのこれまでの経過といたしまして、平成26年7月9日に手話言語法の制定を求める意見書について、6月市議会定例会において、全会一致で可決いただきました。その後、手話言語条例市民ワークショップを開催し、市民の皆さまの御意見を頂戴し、ワークショップでいただいた御意見や庁内ワーキンググループと伊勢市聴覚障害者福祉協会を中心とした三重県手話通訳問題研究会伊勢地域運営委員、市内手話サークルなどのグループの方々とは5回にわたる意見交換により、この度条例骨子（案）としてまとめさせていただきました。

3番の今後の予定でございますが、平成27年7月の1カ月間、この骨子案の内容について、パブリックコメントを実施し、市民の皆様から御意見をいただきたいと考えております。その後、パブリックコメントの結果を教育民生委員協議会へ御報告をするとともに、いただいた御意見を反映し、条例案を作成し、市議会9月定例会へ提出をさせていただき、平成28年4月から施行の予定と考えております。

4番の条例骨子（案）につきましては、別紙をご覧ください。

前文におきましては、過去の経緯、手話が音声言語と同等の言語として位置づけられたことにより、手話を必要とする人に対し、社会生活のあらゆる場面で手話による意思疎通を保障する環境を整えることが求められていること、また、手話は言語であるという認識に基づき、手話の理解を深め、手話を使って安心して暮らすことができ、全ての人々が、お互いを尊重し、分かり合い、心豊かに共生することを目指していくことをうたっています。

以下、目的、基本理念、市の責務、市民の役割などのほか、第5としましては、市が推進する施策を掲げ、施策の実施に当たりましては、ろう者、手話通訳者その他関係者との協議の場を設けるなど、関係者の方々の御意見を反映させるための必要な措置を講ずることとしています。

以上が伊勢市手話言語条例（案）についての御説明でございますので、よろしく御協議を賜りますようお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして御発言がありましたらお願いします。
福井委員。

○福井輝夫委員

今いろいろ御説明いただきましてありがとうございます。

手話言語条例の制定を求める意見書の提出が6月になされたときに、全会一致で可決したことに対して、市の素早い対応はありがたいものだと思っております。

手話言語条例骨子案の中で、第5の施策の推進というところですね。これの3番で手話を使用しやすい環境の構築のための施策というふうに挙げていただいております。市がこれを推進していくためにどういうことをしていくのか、何か具体的に考えていることがあれば教えていただきたいと思っております。

◎中村豊治委員長

高齢・障がい福祉課長・

●中村高齢・障がい福祉課長

福井委員の御質問にお答えをいたします。

今回この条例案を検討するに当たって、まず具体的にどういうことをするかという御意見を皆様からちょうだいし、そこから条文を積み上げてまいりました。

その中での施策として、手話を使用しやすい環境の構築のための施策といたしまして、例えば、公共施設、公共機関等及び観光事業者等へ手話の普及でありますとか、聴覚障害や手話について十分理解し、相談支援ができる人材の設置及びその環境整備等、個々の具体的な項目の御意見をちょうだいいたしました。

今後、条例がまた制定されましたら、当事者の方々にも御意見を伺いながら、具体的な施策については検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎中村豊治委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

今、公共施設等での手話を使いやすくするためとか、それから普及していくためにと
いうことでいろいろございました。

手話サークル等で手話を習う方も、あちらこちらでね、ちょこちょこはお見受けしておりますが、その手話サークルで手話のある程度覚えた方が、どこかでそれを試す機会というかね、そういうのがあまりないと思うんですよね。そのサークルの中で試すぐらいですけども、何かそういう面でもっとこう幅広くですね、そういう手話を、覚えて楽しいな、こういうところでもできるなみたいな、何かそういう部分もあればもっと広がるんじゃないかなと思うんですが、ちょっと具体的じゃないもんでなんですけど、何かそういう面で、もっとこう幅広く使う場所を考えていただくようなことができないか。何かそういう部分で案はないですかね。何か意見なんかございませんでしたでしょうか。

◎中村豊治委員長

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

福井委員の御質問にお答えいたします。

いただいた御意見の中では、例えば地域、学校に意思疎通支援事業について啓発をするとか、あるいは、手話講習会の実施等といった、具体的なそういった研修を実施、あるいは、そういった啓発をしていくということについては、御意見をちょうだいいたしました。具体的なことについては、また今後、どのようにしていくかということになってまいりますと、また、条例制定後皆さんから御意見をちょうだいして進めてまいりたいと考えております。

◎中村豊治委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

それと第6の財政措置のところですね、施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとするという部分がございます。

この辺は具体的にどういう部分に財政措置をするんだというようなもので、今わかってみえることがあれば教えてください。

◎中村豊治委員長

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

この条項は、具体的に実施する施策について予算の計上をさせていただくというものでございますので、今の段階ではどういうことというのは決まっているものはございませんので、御理解賜りますようお願いいたします。

◎中村豊治委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

具体的なことはこれからだということでございます。手話の通訳をいろんな面に広げていこうと思うと、手話通訳者等がね、増員しなくちゃならんとか、そういう面で予算を講ずる必要も出てくるんじゃないかと。まあ後、どういう講演会、イベント等に手話通訳を必要とするか、今までなかったところでもしていかないかんのかとか、いろんな面であらうかと思えます。その辺はまた今後の検討していただければと思います。ありがとうございました。

◎中村豊治委員長

他にございましたら、吉井委員。

○吉井詩子委員

私も福井委員に関連して質問させていただきます。

この手話の言語条例は、理解、普及、環境整備づくりをつくるということで本当に基本的なことであると考えております。

福井委員もおっしゃいましたが、やはり人材の育成ということが大事になってくると思えます。

それで最近、広報ホームページ等で手話の奉仕員養成講座という募集が出ておりましたが、この応募状況がどのようなものだったのでしょうか。

◎中村豊治委員長

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

この手話奉仕員養成講座でございますけれども、今回応募いただきました方につきましては、10数名であったと記憶をいたしております。

◎中村豊治委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

今回は入門編ということで、これを卒業してもらったら、また何年かしてもらって、また手話の通訳者までということになると、また相当勉強していかないとならないということなんですが、私も応募しようかなと思ったんですが、やはり出席率が7割ないといけないということ、またその時間がお昼の時間しかないということで、もちろんこの手話を必要とされている方がお昼の時間に必要とされる講演とかそういうのが多いということもあってということもあるのかなと思うんですが、この辺の時間帯の設定とかについて、もっと広げるというようなお考えはないのでしょうか。

◎中村豊治委員長

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

すいません、冒頭で少し。先ほどの人数ですが、28名でございました。当初はそれぐらいいらっしゃるのですが、だんだん1年間をかけて減ってしまって10数名ということでございます。今年度の当初の応募人数は28名でございました。

委員の時間帯を夜にできないかというような御意見についてでございますが、実はこの養成講座、2年間かけて入門編と基礎編ということで受講をしていただきます。

以前には、夜の時間というのも実施をしたことがございますけれども、この講座の目的といいますのが、手話通訳をできる通訳者を育成するというので、昼間に、例えば講演会でありますとかいろんなところで手話をさせていただく方を養成するための、まず最初のステップということで、夜の時間帯で実施をしたときに、その方々が、お1人も次の通訳士に向けてつながらなかったということがございまして、また、昼の時間帯のみに戻したという経緯がございます。

しかしながら、委員仰せのように1人でも多くのそういう登録をしていただく方を養成していくために参加をしやすい方法というので、時間帯とかいろいろなことは、これまでのことを検証しながら検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎中村豊治委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

おっしゃることはよくわかるのですが、やはりこの通訳までにとということになりますと、長い時間がかかるとお思いますので、今は夜しか出れないという方でも、身についたときに退職して昼に奉仕ができるというようなこともあると思いますので、これは長期的にこの条例自体が基本的なものであると思いますので、長期的な計画を立てて、また進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎中村豊治委員長

他にございますか。

はい、鈴木委員。

○鈴木豊司委員

市民の役割の部分ですが、先ほどの質問と同じような内容になってこようかと思うのですが、役割の中で、市の施策に協力するというのはわかるんですよね。その次に手話を使用しやすい環境の構築に努めるということなんですが、先ほどの質問と同じような、内容的に随分わかりにくい部分があるんです。このままパブコメを出したときに、市民の皆さんはどのように感じ取られるんでしょうかね。私らどうしたらええんやろ、何したらええんやろなというような、そんな不安を抱くような形にならんかなというふうに思うんで

すけど、その辺何かこれから検討していくというようなお話やったんですけど、何か、幾らかですね、その辺の説明もパブコメのときにつけ加えていただけるような配慮にならないのかどうなのか、その辺どうですやろ。

◎中村豊治委員長

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

第4の市民の役割の手話をしやすい環境の構築というところの意味が市民の皆様方には少しわかりにくいのではないかという点でございますけれども、パブリックコメントに掲載をさせていただいて、この中に、ここだけ御説明ということが出来るのかどうか、ちょっとそのパブリックコメントの出し方について、一度総務の担当とも相談をさせていただきながら、もし、そういうふうな御質問が別の形でございましたら、それは御説明をさせていただきたいと思えます。

この内容といいますのは、手話を使用しやすい環境の構築というのは、やはり共生をしていくにあたって理解をしていただく、そういうふうな手話を普通の言語として御理解をいただくという、そういった意識の環境の構築という意味でございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

◎中村豊治委員長

よろしいですか。

他にございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

放課後児童クラブの管理運営について

◎中村豊治委員長

次に、「放課後児童クラブの管理運営について」の説明をお願いいたします。
こども課長。

●藤原こども課長

放課後児童クラブの管理運営について御説明申し上げます。

資料5を御高覧いただきたいと思います。

まず1の放課後児童クラブの現状でございます。

放課後児童クラブは公設で7クラブ、民設で19クラブがございます。

資料中5番の公設クラブ一覧にございますように、公設クラブ7クラブ中4クラブが指定管理者制度により運営委託しております。

その他の3クラブは指定管理のクラブでは受け入れができないニーズに対応するために、近隣の公共施設の一部で、それぞれ第2クラブとして業務委託しております。

現在の指定管理の期間が今年度末をもって満了となることから、今後のクラブの設置運営形態の考え方について御説明申し上げます。

2の設置運営の形態の経緯にお戻りください。

合併前の旧伊勢市では民設民営、旧二見町と旧小俣町では公設で事業委託、旧御菌村では公設直営で実施しておりましたが、市町村合併調整の中で、設置形態及び運営形態は当分の間現行どおりとし、将来は民営化の方向で検討するとし、また、平成19年度に策定いたしました、伊勢市放課後児童クラブ整備運営方針におきましても同様としてまいりました。

合併時にあった公設クラブにつきましては、二見、小俣、明野のクラブは平成19年度から指定管理者制度を導入し、御菌のクラブは平成23年度から指定管理者制度を導入してまいりました。

また、新たなクラブの開設は民設で整備を進めてまいりました。

次に3の設置運営形態の違いによるサービス格差でございますが、公設と民設のクラブの違いの一つとしまして、利用料金が公設クラブで月額5,000円、民設クラブでは月額8,000円から1万円程度といった格差がございます。

この利用料金の格差につきましては、本年2月10日の本協議会におきまして御説明申し上げますように、民設クラブの利用料金を現行の公設クラブの水準まで減額できるよう調整を進めており、今後解消する予定であります。

またクラブの運営にかかる公費負担につきましては、公設クラブでも指定管理者制度による効率的な運営を行っており、公設と民設の違いによる公費負担の差がほとんどない状況となっております。

このような状況を踏まえまして、次の4で今後の放課後児童クラブの設置運営形態について考え方を示しております。

公設クラブを民設クラブに移行するには、公の施設を廃止し、民間事業者が施設を使用貸借することとなります。

また、児童館施設内で放課後児童クラブ事業を実施しているところでは、児童館として施設管理を行う指定管理者と放課後児童クラブ事業者が異なることとなることもあり、施設の管理上の支障が生じるなどの課題もございます。

公設と民設の違いの主なものであった利用料金の格差が解消され、運営にかかる公費負担も指定管理者制度の導入によって差もないことから、現時点では引き続き指定管理者制度による効率的な施設の管理とともに、放課後児童クラブを運営していきたいと考えております。

以上でございます。

御協議いただきますようお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして御発言がありましたらお願いをいたします。
ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

指定ごみ袋について

◎中村豊治委員長

次に、「指定ごみ袋について」の説明をお願いいたします。
清掃課長。

●堀畑清掃課長

それでは、「指定ごみ袋について」御説明をさせていただきます。
資料6をごらんください。

まずは、1の導入の経過でございますが、旧伊勢市において、平成10年2月に廃棄物減量等推進審議会から、ごみ処理の有料化に関する答申があり、市議会で論議いただき、平成15年から現在の指定ごみ袋制を導入しております。

しかし、平成26年3月議会において、指定ごみ袋の品不足に対し、種々御意見をいただき、指定ごみ袋制について研究したところ、有料化以外で現行制度と規格制度があることが分かりました。

そこで、2の現行制度と規格制度の違いでございますが、その違いについて御説明させていただきます。

まず、1の現行制度では、市が指定ごみ袋の製造・配送業務を行う製造配送事業者を競争入札により決定をします。その事業者は、指定ごみ袋の製造後、市に登録された販売店に指定ごみ袋を配送し、販売店が市民へ指定ごみ袋を販売します。

製造配送事業者へは、販売店に配送した指定ごみ袋に対し市が委託料を支払います。販売店へは、この事業者からの報告に基づき、市から袋代を請求し、市の収入にします。

2ページをお開きください。

2の規格制度では、市が指定ごみ袋の厚さ、大きさ、形などの規格を指定し、製造する製造販売事業者を募集し、規格等の内容を確認後認定をします。製造販売事業者は、指定ごみ袋を製造し、市内販売店に販売を行い、販売店は、市民に自由に販売します。販売価格につきましては、販売店の任意で設定され、製造販売事業者の自由競争が働くものと考えております。

なお、県内におきましては、四日市市、鈴鹿市、松阪市が規格制度を実施しています。
次に3の指定ごみ袋の価格動向でございますが、平成24年度は、希望小売価格税込みで、

大袋78円、中袋56円、小袋38円でしたが、平成26、27年度分は、大袋113円、中袋79円、小袋50円と価格は増加となり、結果、品不足が発生し、申し訳ありませんでしたが、指定ごみ袋以外の透明袋で対応をさせていただきました。

一方、平成28、29年度分の参考見積もりの結果、価格は、大袋131円、中袋92円、小袋59円となり、再度値上がりが予測される状況にあります。

3ページをごらんください。

次に4の現行制度と規格制度における小売価格の比較でございますが、規格制度を実施している松阪市、鈴鹿市のスーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストアなどの量販店、金物店や薬局などの小売店、コンビニエンスストアの計41店舗を調査し、小売価格を想定しました。

結果、大袋が、最高で185円、最小で93円となりましたが、概ね120円台が主体となるように思われます。また、中袋、小袋については、現行制度の平成28年、29年度の希望小売価格と同等となると考えられます。

4ページをお開きください。

平成26年度の販売割合は、袋別で大袋が66%を占め、店舗別では、量販店が78%を占めています。このことから、多くの市民は量販店で大袋を購入すると考えられます。

次に5のメリット・デメリットでございますが、現行制度では、どの販売店で指定ごみ袋を購入しても価格に大きな変動がなく、市内の店舗では概ね希望小売価格で販売されています。

しかし、契約時における価格に変動が生じ、価格差によっては、品不足などが生じる可能性があります。

規格制度では、価格の変動は、経済状況に応じて変動し、急激な価格変動が生じにくく、価格変動による品不足は発生しないと予測しますが、販売店によって価格が設定されるため、購入先による価格差が大きくなります。

最後に6の結論としまして、品不足に起因する市民生活への混乱を避けるためにも、平成28年度から規格制度に移行したいと考えています。

以上、「指定ごみ袋について」説明させていただきました。

何とぞよろしく御協議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして御発言がありましたらお願いします。

御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

伊勢市いじめ防止基本方針の策定について

◎中村豊治委員長

次に、いじめ防止基本方針の策定についての説明をお願いいたします。
学校教育課副参事。

●籠谷学校教育課副参事

伊勢市いじめ防止基本方針の策定につきまして説明いたします
資料として2つ用意させていただきました。

資料7-1は、策定の概要を記載しております。

資料7-2は、基本方針（案）でございます。

それでは、資料7-1の1ページを御高覧ください。

まず、策定の背景につきまして説明いたします。

平成23年に滋賀県大津市内の市立中学校で、いじめを苦に当時中学2年生の男子生徒が自殺を図るに至った事件がございました。学校のいじめへの対処や事件後の学校、教育委員会の対応が、社会的に大きな問題になりました。この事件をきっかけとして、国は、平成25年6月28日にいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として「いじめ防止対策推進法」を公布し、同年9月28日に施行いたしました。

また、この法律を受け、平成25年10月11日に文部科学大臣が「いじめの防止等のための基本的な方針」を決定しております。

法律では、地方公共団体は、策定を努力義務としておりますが、学校には義務化しており、伊勢市においても、学校の取り組みを十分に支援していけるよう、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、国の基本方針を参酌し、「伊勢市いじめ防止基本方針」を策定するものであります。

策定の方法につきましては、資料の5ページを御高覧ください。

名簿にありますように、有識者、心理の専門家、関係機関、保護者、学校、行政から代表の方に参加いただき、策定委員会を組織し、案を作成し、広く市民から意見を聴取した上で、策定を行ってまいります。

資料の1ページへ戻っていただきますようお願いいたします。

基本方針(案)につきましては、策定委員の皆さんに昨年11月から3回集まっていたいただき作成を行いました。

基本方針の構成につきましては、資料2ページの下段に示しましたとおり、大きく4つの項を起こしました。

それでは、基本方針(案)の内容につきまして説明いたします。

資料7-2、基本方針（案）をごらんください。

2ページを御高覧願います。

2ページから4ページにかけて「いじめの防止等のための基本的な考え方」を挙げております。ここでは、国の法律に関連した基本的な内容と伊勢市としてのいじめ防止及び対処について基本的な考え方を示しました。

続きまして、4ページの中ほどを御高覧ください。

2として「伊勢市のいじめの防止等の取組」を挙げております。

次ページの5ページの(2)では、「伊勢市におけるいじめの防止等のための措置」について、具体的に教育委員会が行う学校支援として、人的支援、教職員研修、インターネット上のトラブルに対する取り組み等を挙げております。

また、次ページの6ページ、7ページでは、保護者、地域、行政の役割を明示するとともに、学校と保護者、地域の連携についても明記しています。

7ページ中ほどから9ページ上段には「学校のいじめの防止等の取組」として、学校が行ういじめ防止策について具体的に示しております。

9ページ中ほどを御高覧ください。

そこからは「重大事態への対処」として、その定義や対応の方針を示しております。

基本方針(案)の内容は以上となります。

続きまして、伊勢市いじめ防止基本方針(案)の中で設置を予定している組織について説明いたします。

恐れ入りますが、資料7-1に戻っていただき、3ページを御高覧ください。

基本方針(案)では、3つの組織を設置することとしております。

それぞれの組織の概要ですが、「伊勢市いじめ問題対策連絡協議会」は、いじめ防止等に関する伊勢市内の機関及び団体が伊勢市のいじめ問題対策のネットワークを構成し、伊勢市のいじめ防止を実効的なものにしていくための会で、伊勢市教育委員会が所管いたします。

「伊勢市教育委員会の設置する附属機関」は、伊勢市教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等の有効な対策についての審議を行うとともに、学校におけるいじめ事案について、必要に応じて第三者機関として問題の解決にあたります。さらに、いじめの被害者がいじめにより生命・心身又は財産に重大な被害が生じたり、不登校の状態になったり、などという重大事態が起こった場合、教育委員会が事態の事実関係を明確にするための調査機関となります。

「伊勢市長が設置する付属機関」は、重大事態が起こり、教育委員会が調査結果を市長に報告した後、必要があれば、市長が再調査を行う場合の組織となります。この付属機関につきましては、庶務を首長部局において行っていく予定にしております。

以上が組織についての説明でございます。

なお、資料7-1には、6ページ以降、いじめ防止対策推進法の概要及び法に定める組織についての資料を添付しておりますので、後ほどごらん願います。

最後に、今後の予定につきまして申し上げます。

4ページを御高覧ください。

本日御協議いただきました後、パブリックコメントを実施いたします。

並行して、組織にかかる条例の整備に向けて準備を進め、9月定例議会にお示しした後、策定としていきたいと考えております。

以上、説明を終わります。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして御発言がありましたらお願いいたします。
御発言はありますか、楠木委員。

○楠木宏彦委員

この伊勢市いじめ防止基本方針についてのお話しですけれども、全体として何か、いじめ事案が発生したとき、あるいは重大事態が発生したときに、緊急にどう対応するのかというような、いわばマニュアル的な面が非常に強いと思うんですけれども、これ非常に大事なことで、実際に、緊急に、緊急避難的にですね、対策を講じないといけないという場合がありますから、それはそれで十分に必要なことだとは思いますが。

ただ、その前提としてですね、なぜいじめが起こるのか、そここのところをやっぱりきちんとですね、分析をしていかないと問題の解決にならないと思うんですよね、いわば小手先だけの対応になってしまうようなところがあると思うんです。

そこで、この資料の中にもいじめを生まない土壌をつくる、世界を目指す、そういった記述がございますけれども、そもそもいじめを今現在生み出している学校、それがいったいどうなっているのか、どういう構造でいじめを生み出しているのかという、そここのところの検証なしには話を進められないと思うんですよね。

そこで、この件に関しましては、国連子どもの権利委員会が、この子どもの権利条約の実施に関してですね、何度も審査をして報告をしております。いわば勧告をですね、日本政府に出しているんですけれども、2010年の3回目の勧告の中にですね、高度に競争的な学校環境が就学年齢にある児童の間でいじめ、精神障害その他を助長している可能性があることを懸念すると、こういった指摘がございます。

こういう、高度に競争的な学校環境とはどのように解釈するのか、非常にこれは日本の文科省もいろいろな解釈があるようで、それぞれの地域の教育委員会、あるいは先生方の間にもさまざまな解釈があると思うんですけれども、そここのところをやはりしっかり研究していかないことには、このいじめの解決、いじめを生むような学校というものを解消していくことはできないんだと思うんですけれども、このあたりについて、子どもの権利条約あるいは、この国連の勧告、こういったことについては今回のこの策定に当たって何らかの研究はしていただいたのか、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

◎中村豊治委員長

学校教育課副参事。

●籠谷学校教育課副参事

策定委員会を開く中で、さまざまな方面の方から御意見をいただいておりますが、特に国連の条例について研究を進めたというわけではございませんが、今、委員御指摘の部分につきましては、伊勢市におけるいじめ防止等の基本的な考え方等の中で、いじめを行う背景にあるストレス等、今、ストレス、かなり注目されておりますので、その辺りの部分等につきましては、委員会の中でも話が出まして、かなり突っ込んだ部分でここに挙げていこうということが話し合われましたので、その辺りまた、方針としては2行とい

う形では挙げてありますが、その辺りまた研究を進めていきたいと考えております。

◎中村豊治委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

この条約はですね、憲法98条にもあるようにしっかりとこれ守っていかないといけないとそういうことになっていますので、そこはしっかりとやってもらわなくてははいけません。

それから、この勧告は必ずしもそういう強制力というか、そういったものはないのですが、個別に日本の学校、あるいは子供の状況についての、国際的な視野での見解ですので、そこをしっかりと、やっぱり国際的に見たときに別のものが見えてくると思うんですね、やはり日本社会の中で、日本の学校というのはこういったものだといった、そういった経験則の中で見ておりますと、そこしか見えてないんだけど、もっと広い視野から見るという意味でも、これは非常に大事なことだと思いますので、ぜひともその研究をお願いをしたいと思います。

それからもう1点なんですけれども、子供のことに加わって何らかの決めるときには子供の意見をしっかりと尊重しないといけないと、そういったことがやはりこの子どもの権利条約にございます。この3回目ですね、2010年の勧告では、政策立案過程において、児童の意見が配慮されることがほとんどないことに対して、当委員会引き続き懸念を有するというような指摘があるんですね。

また、それとあわせて、このいじめのことに关しましては委員会、この子どもの権利委員会ですけれども、締約国、つまり日本が同級生の間でのいじめと戦う努力を強化し、及びそのような措置の策定に児童の視点を反映させるよう勧告すると、こういった指摘がございます。

そういう面で、こういった子供のことに加わる方針の策定に関してはですね、やはり子供の意見、子供の発想をどのように反映するのかと、非常に大事なことだと思うんですね。

そういった点で、このような指摘を、このような子どもの権利委員会の懸念についてどのように受けとめていらっしゃるのか、その点についてひとつお願いしたいと思います。

◎中村豊治委員長

学校教育課副参事。

●籠谷学校教育課副参事

まずはこの基本方針を策定していくという部分に当たりまして、やはり児童生徒の立場、子供の気持ちを大切にしていく、いじめられている子供の気持ちを大切にしていくということをまず第1に考えていくということ、まず念頭に置いてやってまいりましたので、国連の子ども権利委員会の部分等も参考にしながら、まだ委員会、最後までいっておりませんので、その辺りも参考にしながら続けていきたいと思っております。

◎中村豊治委員長
よろしいですか。
楠木委員。

○楠木宏彦委員

今、いじめられている子供の立場とおっしゃられましたけれども、それも含めてですね、もっと学校生活全体の中でやっぱりストレスがかかっているわけで、だから、いじめ側の子供たちの状況もしっかりと把握していく必要があると思うんですよね。むしろ、そのケアが非常に大事やと思いますので、そういう面で、学校のいじめを生み出すようなそういう土壌あるいは学校の体質、それをどのように考え、それをどう改善していくのか、その点について、今後研究していただきたいと思います。

◎中村豊治委員長
他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長
ないですね。
御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）案について

◎中村豊治委員長
次に、「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）案について」の説明をお願いいたします。
企画調整課長。

●辻企画調整課長

それでは、「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）案について」策定に当たったの基本的な考え方と、現時点での策定状況を御説明申し上げます。

資料8-1をごらんください。

「1背景」につきましては、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保することを目的とした「まち・ひと・しごと創生法」が、昨年11月制定され、12月には、日本の人口の現状分析と2060年に人口1億人程度を確保するといった将来展望を提示した「長期ビジョン」、またこれを実現するための、今後5カ年の政策目標や施策を示した総合戦略が閣議決定されました。

こうした国の流れも踏まえ、昨年秋に設置をいたしました「少子化対策本部」を発展

的に解消し、本年2月「伊勢市地方創生推進本部会議」を設置して、本市におけるまち・ひと・しごと創生の取組を進めているところでございます。

まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となって取り組む必要があることから、「2定義」に記載のとおり、本市においても、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案しつつ、2060年の人口を展望した「伊勢市人口ビジョン」と、これを踏まえた今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」を策定するものでございます。

「3策定体制」ですが、「(1) 庁内体制」といたしまして、市長、副市長、教育長、各部長で構成をする「伊勢市地方創生推進本部」と、後ほど御説明いたします、総合戦略の4つの基本目標と、それから人口ビジョン、この5つを所管する5つの部会、また各部会を横断的に調整するための調整会議や、フレキシブルに対応できるように部会にワーキングチームを設置することとしております。

また、「(2) 市民参加」といたしまして、産業界や国等の関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディアなど、産官学金労言等の有識者15人で構成する有識者会議や、パブリックコメント、若者世代の意識調査を実施するなどして、広く意見や提案を伺ってまいりたいと考えております。

2ページをごらんください。

上段は、ただいま御説明いたしました策定体制のイメージ図でございます。

「4策定スケジュール（予定）」でございますが、来年度予算への反映、また国の上乗せ交付金への対応を視野に入れ、10月30日を完成目途に作業を進めることとしております。

時間が限られている中で、人口の将来展望に必要な結婚や出産、子育てなどの意識・希望調査等を業務委託し、また人口ビジョンと総合戦略の策定を同時並行で進めるなどして、作業を効率的に行ってまいります。

「市民参加」の欄に記載のとおり、6月から9月までの間、毎月有識者会議を開催することとし、人口ビジョンに係るデータを順次提供し、さまざまな御意見をいただきたいと考えております。

御案内のとおり、第1回の有識者会議は、去る6月4日に開催したところでございます。

なお、この後御説明いたします総合戦略については、現在骨子案という状況ですが、8月には協議会の開催をお願いし、数値目標等を加えた素案としてお示しして、その後パブリックコメントを経て、10月には最終案として御説明申し上げたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、「5骨子案」について、御説明申し上げますので、3ページをごらんください。

「1 総合戦略の趣旨」でございますが、内容につきましては、1ページの「1 背景」や「2 定義」で御説明した内容と同じですので、省略をさせていただきたいと思っております。

4ページをごらんください。

「2 基本的な考え方」につきましては、神宮御鎮座のまちとしての豊かな地域資源を活用し、観光と調和のとれた魅力ある暮らしやすい生活圏の構築に向け、実効性のある地方創生を目指すこと、また伊勢市人口ビジョンを基礎とすることとしております。

そして、国の総合戦略に盛り込まれている「まち・ひと・しごと創生」政策5原則、これは自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視、これらでございますが、こういった趣旨を踏まえるとともに、第2次伊勢市総合計画の内容を基本としつつ、出生人口や転入人口の増加を目指した積極戦略と人口減少に対応するための調整戦略のバランスに配慮し、次の3つの基本的視点から取り組むことといたします。

一つは、3大都市圏への人口流出に歯止めをかけるという視点でございます。また一つは、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現するという視点、また一つは、人口減少、高齢化社会を見据えた都市を構築するという、これらの視点でございます。

こうした考えの下、「3基本目標」といたしまして、国の総合戦略を勘案し、4つの政策分野ごとに5年後の数値目標を設定し、取り組むことといたします。

なお、数値目標につきましては、現在検討中ございまして、今後の人口ビジョンの内容等も勘案しながら、次回の協議会ではお示ししたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

基本目標1は、安定した雇用を創出すること、基本目標2は、伊勢への新しい人の流れをつくること、基本目標3は、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえること、基本目標4は、暮らしやすい生活圏をつくることとあります。

5ページをご覧ください。

「4施策の基本的方向等」につきましては、ただいま御説明申し上げました4つの基本目標ごとに、基本目標を達成するために講ずべき施策の基本的方向と、具体的な施策を掲げております。

なお、本日は、骨子案ということで、項目しか挙げておりませんが、今後、施策の概要などの記述や、具体的施策の進捗状況を検証するための数値目標を加え、次回の協議会では素案としての体裁を整えてお示しするよう考えておりますので、こちらについてもよろしく御説明申し上げます。

また、各常任委員会の所管内容が混在しておりますことから、当課で便宜的に仕分けをさせていただいて、教育民生委員協議会の所管と思われる項目につきましては、今回オレンジ色で表示をしております。

基本的方向及び具体的施策は、記載のとおりでございます。本日は、個々の説明は省略させていただきたいと存じます。

6ページをごらんください。

「5効果検証のしくみ」につきましては、地方創生推進本部や、産官学金労等、外部有識者による組織において、今後、基本目標や具体的施策に設定いたします数値目標の達成度合いなどを基に、施策や事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略の見直しを行うなど、PDCAサイクルを実行してまいります。

7ページは、本市総合戦略骨子案を整理し、図示したものでございます。

なお、最後のページ、A3の3つ折りになっておりますが、こちらの資料につきましては、国及び地方自治体の総合戦略の関係と、地方に対する国の情報支援、財政支援、人的支援、これらを示した図でございます。

情報支援といたしましては、「地域経済分析システム」、いわゆる「ビッグデータを活用した地域経済の見える化システム」が、また、財政支援としましては、先の平成26年度一

般会計補正予算第7号に計上いたしました地域住民生活等緊急支援のための交付金や今年度の税制・地方財政措置、また来年度創設予定の新型交付金が、さらに人的支援といたしましては、地方創生コンシェルジュ制度などがございます。

以上でございます。

雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。

御協議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして御発言がありましたらお願いします。

吉井委員。

○吉井詩子委員

1点だけ、ちょっと今説明を聞かせていただいて、ちょっと思ったので。

1ページの市民参加のところの市民意見についてなんですが、パブリックコメントはわかるんですが、若者世代の意識調査・希望調査というのは具体的にどのように行うのですか。

◎中村豊治委員長

企画部調整課長。

●辻企画調整課長

これにつきましては、いろいろな方法があろうかと思いますが、現在考えておりますのが、人口ビジョンの策定におきまして、これも外部の業者のほうにも委託をするんですけども、そこら辺で対象を絞ってですね、アンケート調査を実施するなどの考えが現在、それははっきりございます。

◎中村豊治委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

対象は若者ということだと思うんですが、伊勢に住んでいる若者なのか、都会へ出ていった人も含むのかとか、細かいことはまだこれからですか。

◎中村豊治委員長

企画調整課長。

●辻企画調整課長

これはこれからのところもございます。他市におきましては、域内の高校生に聞いてみえるところもございます。

私どものほうも、例えば大学ですと地元には皇學館大学がございまして、そういうと

ころなんかも考えながら、さらに転入転出者などにも聞いてみるようなこともちょっと今考えておりますので、その中でいろんな世代やいろんな方々にお考え、意向とかをお伺いしたいと考えております。

◎中村豊治委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

この聞き方自体もどういう聞き方がいいのかということも若者に意見を聞くというのでもいいのかなと。フェイスブック等いろいろありますので、いろいろな方法で、若者の意見が尊重されるようお願いしたいと思います。

◎中村豊治委員長

他にございますか。

中山委員。

○中山裕司委員

今説明を賜ったわけですがけれども、これはですね、今の安倍政権がアベノミクス、これ思うように進展しておらない、そういうこととやっぱり中央と地方の格差が非常に問題視されてきておるわけですよ。これはやむにやまれずこういう形で、地方創生というのが出てきておると。これはやっぱり地方に押し付けてきておるということを、しっかりと考えて進めていかんと、この勇みのいいような、これ今の、地方創生推進本部なんてね、これは確かに必要かもわからないけども、これはやっぱり、本当に果たして、そういうような財政支援というのは、やっぱりある程度ばらまきがありますよ、これは。これは、やっぱり財政的ばらまきがなければ、やっぱりこれは地方創生はできません、これは。そういうようなこともしっかりと考えていく中でね、これは取り組んでいかないと、とてつもないようなことが出てくる可能性が私は秘められておると思う。この地方創生というのは、だからそういうようなことをね、ただ単に淡々と、今の話やないけども、これ説明して、受け入れることは、これは国策、国の、今現在安倍政権が推し進めようとしている大きなこれ、さっきも言ったようにアベノミクスが行き詰っておるということの上で、地方創生がですね、自民党、公明党の政権政党が押しよせてきておるわけですから、その点をしっかりとやっぱり考えていかないと、これは。

そういうようなことで浮ついた気持ちでこんなものを、今の話やないけども、伊勢市の庁内の中に、これ推進本部というのは、これは今の話、作りなさいというような、これは強要、強制してきておるわけですから、これは、そうでしょう。だからそういうようなこともしっかりと考えていかんと、ただ単に押し付けられたことを、こういうような形で骨子案でこうつくりまますよ、つくりまますよと、そういうことも結構かもわからないけれども、もっとやっぱりしっかりと、この地方創生なるものがいったいどういうものか、先ほど言ったように、やっぱり中央と地方の格差というものが現実的に今あるわけですよ。だから、そういう経済的格差、いろんなものがやっぱりたくさんある。だからこういうの

をせざるをえないというところに大きな問題があるということをしかりと認識し上で進めていただきたいなところと思いますよ。その辺の認識がどうなのかということをお聞きしたいと思います。

◎中村豊治委員長
企画調整課長。

●辻企画調整課長

おっしゃられるように構造的なものといいますか、いろいろと行き詰っておる中で、こういう政策が出てきた。人口減少待ったなしというふうなことで、これは外部の有識者の地方創生会議のほうでも、そんな講評といいますか、レポートが出たということで、これはもう国、地方あげてがんばっていくということでございますので、いただいた御意見等を踏まえて心して取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長
中山委員。

○中山裕司委員

あのね、やっぱり、今おっしゃられたけれども、これは今日や昨日始まったことではないんですよ。少子高齢化なんていうのは、ずっと以前から問題視されて、非常に危惧されておったわけですよ。

今さら、今ここで起こってきた問題ではないわけでしょ。やっぱりそれは早くからこういう現象が起こりえると、いわゆる今の少子高齢化、だからどんどん人口が減っていきますよと、そういう要因が、やっぱり日本国内の中にたくさんあると、高齢化していく少子化していく、そういう要因は、たくさんやっぱり日本の今国内の中に発生してきておる、現存しておるといことが早くから言われてきておるわけですからね、これは。だからそんなものは、今も言ったように今日や昨日、人口減少が起こりえるというようなことを、降って湧いて起こってきたのやったらこれはえらいことだというような形で、これは今の話やけど、それに対する対応はしなきゃならん。けれどもこういうものはもうずっと以前からわかっておったわけですから、やっぱりそういうようなことをね、いかにも、今現実的に、今、そういうようなものが発生したというふうなことのね、まやかしにしか過ぎない、私から言わせると。だからそういうようなこともしっかりとやっぱり考えて、我々自身が考えていかなければ、やっぱりこれは大変なことになるといふに非常に危惧しておることだけは申し上げておきたいと思ひます。

◎中村豊治委員長。
他にございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。
ここで3時15分まで休憩します。

(休憩 午後3時5分)

(再開 午後3時15分)

◎中村豊治委員長

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。
協議会を続けます。

行財政改革指針取組項目の平成26年度実施結果について

◎中村豊治委員長

次に「行財政改革指針取組事項の平成26年度実施結果について」の説明をお願いいたします。

情報調査室長。

●浦井情報調査室長

それでは、行財政改革指針に基づく取組項目の平成26年度の実施結果につきまして、お手元の資料9に基づき、御説明を申し上げます。

表紙をお開きいただき、右ページ下のイメージ図をごらんください。

伊勢市行財政改革指針は平成26年度に策定をしたもので、最終的な目標であります、市民のみなさんが「このまちに住んで良かった。このまちに住み続けたい。」と感じていただけるようなまちづくりを目指し、本市が持続可能な自治体であり続けるため、時代にふさわしい行財政運営を行うことを推進するものでございます。

取組項目につきましては、イメージ図の下に書いてありますとおり、4つの視点を持っております。「経営資源の有効活用」、「事業実施の最適化」、「成果重視の行政運営」、「活力ある組織風土の構築」に基づきまして、各種の具体的な取り組みを行っているところでございます。

お手元の資料には、平成26年度から29年度までの4年間に取り組みます29項目の平成26年度の実施結果をお示しさせていただきました。

資料を順に見ていただきますと、年次計画欄等にアンダーラインがある項目もございしますが、そちらにつきましては、表記の変更等を含め、計画の変更をさせていただいておるものでございますので、御了承いただきたいというふうに思います。

資料の末尾、委員会別の項目一覧をごらんになってください。

末尾を見ていただきますと、4つの視点別でいきますと、経営資源の有効活用では6項目を、事業実施の最適化では15項目を、成果重視の行政運営では6項目を、活力ある

組織風土の構築では2項目で、すべてで29項目となります。

教育民生委員会所管の取り組みにつきましては、印をつけさせていただきました5項目となっております。

こちら5項目についてですけれども、概ね計画どおり取り組みができておりますけれども、6ページの「雑誌スポンサー制度活用による市立図書館雑誌購入財源の確保」のところでは遅れが生じておりますので後ほど御説明させていただきます。

それでは、教育民生委員会所管の取り組みを順に簡単に説明させていただきますので、1ページをごらんになってください。

後発医薬品の使用促進についてでございます。

取り組み結果等のところをごらんになっていただきと思いますが、医療保険課におきます、26年度の年次計画では、ジェネリック医薬品希望カードの配布及び後発医薬品利用差額通知の発送に対しまして、カードを保険証更新時に同封して配布をしまして、利用差額通知を約1,600件発送したというふうな結果になりました。

次に生活支援課の取り組みですけれども、平成26年度の年次計画では、後発医薬品の使用促進を医師会や薬剤師会のほうに依頼をするということ、生活保護受給者に使用促進についてPRをする、こんな取り組みを計画しておりましたが、医師会や薬剤師会に依頼するとともに、生活保護受給者宛の通知にチラシを同封するなどのPRを行ったところでございます。

続いて3ページをお願いします。

教育用コンピューター整備計画の見直しでございます。

平成26年度の年次計画では、整備計画の見直し、7年間の使用を前提とした機器の購入、小中学校の統合計画を考慮した機器の導入、こういった計画を挙げておりましたが、それに対しまして、導入から5年以上経過しましたコンピューターのうち、8校のパソコン室に配置しておりますパソコン、こちらのほうを7年間の使用を前提にした買い取りで機器を更新し、余剰になりましたもののうち275台をデジタル教科書用やALT用としての再配置を進めております。それによりまして、コンピューター等の再配置台数が150台となったところになっておりますので、よろしくをお願いします。

次に6ページをお願いします。

雑誌スポンサー制度活用による市立図書館雑誌購入財源の確保でございます。

平成26年度の年次計画であります、広報等により制度周知を行い、新たなスポンサーの獲得に努めるとともに、現在のスポンサーには継続を依頼することで、雑誌購入費の1割相当分の財源確保に努める、こういった計画になっておりましたけれども、結果としましては、医師会や商工会議所等に会員へのチラシ配布を依頼して制度周知に努めまして、平成26年度では10社15タイトルの提供を受け、年間約9万5千円の負担削減が図られたことであります。それによりまして、年間雑誌購入費用における雑誌スポンサー出資額の割合が3.5%といった結果になっております。

これについてですけれども、当初の現状値よりも1.5ポイント推進といった形で前進は図られておりますけれども、目標は1割ということになっておりましたので、この部分におきましては、少し遅れが出たというふうな結果になっております。

次に18ページをお願いします。

就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画の策定及び実施でございます。

平成 26 年度の年次計画であります、就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画の策定、これに対しまして平成 26 年 12 月に公立の幼稚園及び保育所等の施設整備に関する将来構想を示した同計画を策定したという結果になっております。

次に 24 ページをお願いします。

墓地管理手数料のコンビニ収納システムの導入でございます。

平成 26 年度の年次計画であります、関係課との調整、システム変更などの準備、これに対しまして、収税課との調整、事例研究、経費の平成 27 年度当初予算計上、こういったことを行ったことになっております。

以上が行財政改革指針に基づきます取組項目の平成 26 年度実施結果となっております。

この実施結果につきましては、去る 5 月 25 日に開催をされました、民間の皆さんで作っていただいております行政改革推進委員会、こちらのほうにも報告をさせていただきました。

委員の皆さんからは、平成 26 年度は改革指針に基づく初年度としての取り組みを行ったわけですが、実施結果の進捗度合いをはかることが難しいような項目もあるので、そちらについては、目標値の設定等を工夫されたいといった御意見、あるいは、4つの視点に基づく取り組みを今後も進めていけるように、目標や目的を意識しながら 27 年度以降も取り組んでいただきたい、こういった御意見を頂戴したところでございまして、各課のほうと調整をはかっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

よろしく御協議いただきますよう、お願いいたします。

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして御発言がありましたらお願いします。
ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

伊勢市立城田幼稚園の平成28年度入園児募集の停止について

◎中村豊治委員長

続いて報告案件に入ります。

「伊勢市立城田幼稚園の平成28年度入園児募集の停止について」の報告をお願いいたします。

教育総務課長。

●濱口教育総務課長

城田幼稚園の平成28年度入園児募集の停止についてご報告いたします。

平成27年度の城田幼稚園の園児数が15名を切り13名となりましたので、平成28年度の入園児募集を停止いたします。

また、「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」において集団の最低人数15名を下回った幼稚園については整理するとしておりますので、城田幼稚園は平成28年度末をもって閉園といたします。

以上、城田幼稚園の平成28年度入園児募集の停止についてご報告申し上げます。

◎中村豊治委員長

ただいまの報告につきましては報告案件ではございますが、特に発言がありましたらお願いします。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

以上で協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員協議会を閉会させていただきます。

閉会 午後3時26分